

強制労働の廃止に関する条約 (ILO第105号条約)

1. 採択年と批准国数

本条約は、1957年ILO（国際労働機関）第40回総会で採択された。2020年6月現在の既批准国は175か国である。

2. 条約の概要

- 本条約は、政治的な見解を抱き、又は発表することに対する制裁、労働規律の手段、同盟罷業（ストライキ）に参加したことに対する制裁等としての強制労働（懲役刑を含む。）を禁止することで、強制労働を廃止することを目的としている。

- 具体的には、下記の5つの手段、制裁又は方法としての強制労働を廃止することが求められている。
 - ① 政治的な圧制若しくは教育の手段又は、
政治的な見解若しくは既存の政治的、社会的若しくは経済的
制度に思想的に反対する見解をいただき、若しくは発表すること
に対する制裁
 - ② 経済的発展の目的のために、労働力を動員し、及び利用す
る方法
 - ③ 労働規律の手段
 - ④ 同盟罷業に参加したことに対する制裁としての強制労働
 - ⑤ 人種的、社会的、国民的又は宗教的差別待遇の手段